

(目的)

- 第 1 放送大学（以下「本学」という。）の全科履修生、選科履修生、科目履修生、修士全科生、修士選科生、修士科目生、博士全科生及び特別聴講学生（以下「学生」という。）が災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。以下同じ。）によりその生活基盤に著しい被害を受け、その修学が困難となったときの支援については、放送大学学則（平成 22 年放送大学規則第 1 号。以下「学則」という。）、放送大学大学院学則（平成 22 年放送大学規則第 4 号。以下「大学院学則」という。）、放送大学学園における授業料その他の費用の免除及び徴収猶予に関する規程（平成 16 年放送大学学園規程第 1 号。）及び放送大学証明書等発行事務取扱要領（平成 15 年常勤理事会決定第 49 号）によるほか、この方針の定めるところによるものとする。
- 2 学生の学資を主として負担する者が災害により被災したことでその修学が困難となったとき及び学生が災害による交通網の遮断等間接的に被害を受けたことでその修学が困難となったときにあっても、この方針により取り扱うことができるものとする。
- 3 本学への入学の出願をした者及びかつて本学の学生であった者については、学生に準じるものとする。

(支援の方法)

- 第 2 支援は、次の各号に掲げる方法によるものとする。
- 一 検定料、入学料、授業料、研究指導料又は臨床心理実習費の返還
 - 二 印刷教材の無償による再配布
 - 三 通信授業（通信指導及び単位認定試験を含む。）、面接授業又はオンライン授業等の履修への配慮
 - 四 学位記の無償による再発行
- 2 前項の支援に当たっては、常勤理事会の承認を要しない。ただし、原則としてすでに実施した支援の例に準じるものとし、被災した学生への支援の実施後、速やかにその方法を常勤理事会に報告しなければならない。
- 3 第 1 項の支援は、原則として法第 90 条の 2 第 1 項に定める市町村長が交付する罹災証明書を提出のうえ、その修学が困難であることを申し出た者に対して行うことができる。

(支援の期間)

- 第 3 支援の期間は、第 2 第 3 項の罹災証明書に記載された罹災した日の属する学期又はその次の学期までとする。
- 2 前項の支援の期間を超えて支援を実施する必要がある場合には、当該必要な期間とすることができる。

(その他)

- 第 4 被災した学生への支援に関し、この方針に定めのない事項その他必要な事項については、運営会議の議を経て常勤理事会において決定する。
- 2 学則第 52 条第 3 号（大学院学則第 51 条において準用する場合を含む。）の「その他やむを得ない事由があると認めた場合」には、この方針を適用する場合を含むものとし、第

2 第 1 項第 1 号の支援の実施をもって学則第 52 条第 3 号に規定する返還に代えるものとする。

(附則)

この方針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。